

米陸軍貯油施設からP F O Sを含む汚染水が流出した事故に関する抗議決議

去る6月10日午後4時46分頃、うるま市字昆布にある米陸軍貯油施設（金武湾第3タンクファーム）から有機フッ素化合物のP F O Sを含む汚染水が基地外に流出した。

消火剤に含まれるP F O Sは、発がん性などの健康リスクが指摘され、国内では使用や製造が原則禁止されるなど、国際的にもストックホルム条約で規制されているにもかかわらず、基地外に流出させたことは許されることではない。

同地域は閑静な住宅街で、近隣には天願川も流れており、市民への健康被害や自然環境への影響が危惧される。

ましてや健康被害が指摘される残留性有機汚染物質を含む汚染水の流出にもかかわらず、市への連絡が遅れたことは断じて許されない。

うるま市では、平成15年9月24日にも金武湾第1タンクファーム群において、航空機燃料の荷揚げ作業中送油管の一部から約30ガロン（約100リットル）の燃料漏れが発生しており、去る6月2日にも米軍UH-1Yヘリコプターが津堅島に不時着したばかりで、繰り返される米軍による事故に対し、市民の憤りや不信感は頂点に達している。

よって、うるま市議会は、市民の生命・財産を守り、安心・安全な生活環境を確保する立場から、今回のP F O Sを含む汚染水が流出した事故に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

記

1. 発がん性物質を含む有機フッ素化合物の使用、貯蔵、保管を行わないこと。
2. 具体的な再発防止策を早急に講じるとともに、安全管理を徹底すること。
3. 米軍に起因する事件及び事故の公表については、米軍及び関係機関との通報・連絡体制を明確化し、厳密かつ迅速に行うこと。
4. 老朽化した貯水槽施設については、改修もしくは撤去すること。
5. 事故発生時には「環境補足協定」に基づく立ち入り調査を認めること。
6. 日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年6月24日

沖縄県うるま市議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米国総領事 在日米軍沖縄地域調整官